

# 会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和2年10月9日発行号  
発行：会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部

## 町民の皆さまへ

県内において、先月は92名の感染が確認され、8月の72名を上回り、1か月間では最多となりました。会津管内ではクラスターの発生があり地域的にも広がりを見せています。また、9月に入り、経路の特定が困難な感染者の割合が増加しています。いつどこで大規模な感染が起きてもおかしくない、厳しい状況が続いていると言わざるを得ません。

今後、本格的な秋の行楽シーズンの到来などによって、広域的な人の往来や交流がますます増えていくと思われれます。町民の皆さまにおかれましては、改めて危機意識を持っていただき、基本的な感染防止対策はもちろんのこと、首都圏など依然として、連日、多くの感染者が確認されている地域との往来に当たっては、十分な注意を払っていただくようお願いいたします。

また、感染された方やそのご家族などに対する差別や誹謗中傷は絶対になさらないよう、重ねてお願いいたします。町は引き続き、感染防止対策の徹底を図るとともに、季節性インフルエンザの流行期に備えた医療提供体制の充実強化と地域経済の段階的な再生に、迅速にしっかりと取り組んでまいります。

会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部長  
会津坂下町長

齋藤 文英

## 新型コロナウイルス感染症の町内発生状況について

町ホームページでお知らせしています。下記より検索いただけます。右のQRコードをスマートフォンで読み込んでください。

【町ホームページ】[会津坂下町 新型コロナウイルス 発生状況](https://www.town.aizubange.fukushima.jp/soshiki/2710993.html) [検索](#)  
<https://www.town.aizubange.fukushima.jp/soshiki/2710993.html>



▲スマホからはコチラ

## 感染症に関する相談は下記までお願いいたします

(感染の疑いがある場合は「帰国者・接触者相談センター」までご相談ください)

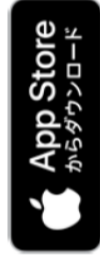
相談種別	受付時間	電話番号
町相談窓口 (生活課 福祉健康班)	平日 午前8時30分～午後5時15分	☎ 93-6169
帰国者・接触者相談センター	24時間(平日・土日祝日を含む)	☎ 0120-567-747
福島県一般相談 (コールセンター)	平日 午前8時30分～午後9時 土日祝日 午前8時30分～午後5時15分	☎ 0120-567-177 FAX 024-521-7926

## 新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをお願いします!

自分をまもり、大切な人をまもり、地域と社会をまもるために、  
接触確認アプリをインストールしましょう。

アプリ利用者は感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができ、利用者が増えることで、感染拡大の防止につながります。

iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



内閣官房

新型コロナウイルス感染症対策推進室  
情報通信技術(IT)総合戦略室

## 外出の際の感染予防をしっかりと行いましょう!

福島県内でも感染経路不明者が増加しています。厳しい状況であることを意識し、引き続き下記の点に注意していきましょう。

- 外出時のマスク着用、帰宅時の手指消毒を徹底して行い、感染を防ぎましょう。
- 感染症が拡大している地域に訪問する場合、地域の感染情報などを確認し、予防を徹底した上で訪問しましょう。また、この際に誰とどこで会ったか必ず控えておきましょう。
- 大勢の人が集まるような感染の危険度が高い場所への訪問は控えましょう。



マスクの着用



手洗い・  
手指衛生の徹底



誰とどこで  
会ったかメモ

## 各課からのお知らせ

### 各種行事の中止について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため下記行事を中止します。ご理解ご協力をお願いします。

イベント名	問い合わせ
産業文化祭 ※中央公民館での作品展示なども中止	産業課 農林振興班 ☎ 84-1505 教育課 社会文化班 ☎ 83-3010
ばんげいにしえ街道 新そば祭り	(一社)会津坂下町観光物産協会 ☎ 83-2111
会津坂下町幼・小・中音楽祭	教育課 教育総務班 ☎ 84-3711
第33回会津坂下町少年の主張大会	教育課 社会文化班 ☎ 83-3010

### 重要インフルエンザ予防接種を助成します

今年度に限り、全町民へのインフルエンザ予防接種費用の助成を実施します。

<b>対象者</b>	生後6か月以上の全町民（接種日時点で当町に住民票がある方）
<b>助成期限</b>	令和3年1月31日（日）まで（ワクチンの入荷状況は医療機関にお問い合わせください）
<b>助成額</b>	2,520円（高齢者施設入所者は1,730円）
<b>実施場所</b>	両沼郡医師会、会津若松医師会、喜多方医師会所属の医療機関、その他の医療機関で接種を希望される方は、下記までお問い合わせください。

※接種を希望される方は直接医療機関を受診してください。接種料金から助成額を除いた金額を医療機関にお支払いいただきます。

※65歳以上の方が接種できるよう、上記以外の方は10月26日（月）以降の接種をお願いします。

※お子さんへは10月中に保育所、幼稚園、学校を通して予診票をお配りします。

**問** 生活課 福祉健康班 ☎ 93-6169

### 一般家庭用水道の基本料金の免除について

一般家庭用水道の基本料金の免除は、令和2年10月請求分（9月使用）で終了します。

**令和2年11月請求分（10月使用）から通常の料金での請求となりますのでご注意ください。**

**問** 建設課 上下水道班 ☎ 84-1530

### 糸桜里の湯ばんげ入湯利用券の配付について

町民の皆さまの健康と福祉向上のため、各家庭へ糸桜里の湯ばんげ入湯利用券2,000円分（200円券×10枚）を配布します。

**配布日** 10月9日（金）～ **配布方法** 文書配布時に区・自治会から全戸配布

**問** 産業課 商工観光班（東分庁舎） ☎ 83-5711

## 期限間近！給付金などの申請はお済みですか？

### 学生等就学継続支援給付金

**対象者** 町内出身の大学生・大学院生・短大生・専門学生・予備校生（県内外を問わず）で、保護者が町内に住む方

**給付額** 3万円

**提出書類** ①会津坂下町学生等就学継続支援給付金交付申請書

※8月上旬に全戸配付済。町ホームページからダウンロード可。 [会津坂下町 学生支援 給付金](#) [検索](#)

②学生証または在学証明書の写し ③振込口座確認書類（通帳写しなど）

**申請者** 本人または保護者（親、祖父母、兄弟など） **申請期限** **11月30日（月）** ※郵送提出可

**郵送先** 〒969-6592 会津坂下町字市三番甲 3662 番地

**問/申込** 政策財務課 政策企画班（本庁舎内北庁舎3階） ☎ 84-1504

お早めに申請をお願いします。※期限までに申請しない場合、受給できなくなります。

**給付額** 7,188円

**対象者** 町住民基本台帳に登録の住所地で、井戸水、沢水、地下水のみを生活用水として利用している世帯の世帯主

**提出書類** ①会津坂下町未給水地区等生活支援給付金事業交付申請書

②本人確認書類の写し（運転免許証など） ③振込口座確認書類の写し（通帳など）

**申請期限** **10月30日（金）**

**問/申込** 建設課 上下水道班 ☎ 84-1530

### 営業自粛協力金事業者応援金（申請期間を延長しました）

福島県の休業要請などに応じて、緊急事態措置の期間のうち、少なくとも令和2年4月21日から令和2年5月15日までの間、定休日を除く3日間以上、町内の施設の休止や営業時間の短縮の対策を講じている事業者

**補助額** ●休止をした施設を自己所有…5万円 ●休止をした施設を1か所賃貸…10万円

●休止をした施設を複数箇所賃貸…15万円

**提出書類** ①申請書 ②本人確認書類の写し（運転免許証など） ③確定申告書の写し

④各種営業届出許可証 ⑤休業・時短営業の実態が分かる書類 ⑥振込口座確認書類（通帳写しなど）

**申請期限** **10月30日（金）** ※郵送提出可 **郵送先** 〒969-6543 会津坂下町字市二番甲 3650 番地

**問/申込** 産業課 商工観光班（東分庁舎） ☎ 83-5711

### 感染防止対策事業者応援金 お早目に申請を！（申請期間を延長しました）

**対象者** 町内で感染防止対策を行って商売をしている方（理美容業・小売業・医療・介護、建設業、製造業、運輸業、NPO、神社・仏閣など）

※現在、対策している方も申込みできます。また、町独自支援のため、国・県の支援策と重複して申請できます。

**補助額** 3万円

**提出書類** ①申請書 ②本人確認書類の写し（運転免許証など） ③確定申告の写し

④感染防止対策取組みが確認できる書類（写真・チラシなど） ⑤振込口座確認書類（通帳写しなど）

**申請期限** **10月30日（金）** ※郵送提出可

**郵送先** 〒969-6543 会津坂下町字市二番甲 3650 番地

**問/申込** 産業課 商工観光班（東分庁舎） ☎ 83-5711

### 学生生活支援事業「ふるさと産品贈呈」（第2弾）

**対象者** ①町内出身で、保護者が町内に住む方 ②町外在住の大学生・大学院生・短大生・専門学生・予備校生

※前回応募した方も、再度応募可能

新米、りんご、ヨーグルトセット、醤油、味噌など

**支援品** ①会津坂下町学生生活支援事業申込書

**提出書類** ※役場東分庁舎で配付。町ホームページからダウンロード可。 [会津坂下町 ふるさと産品贈呈](#) [検索](#)

②学生証または在学証明書の写し ※前回申込者は省略可

本人または保護者（親、祖父母、兄弟など）

**申請者** **11月30日（月）**（郵便、メール、FAXで申請可能）

**申請期限** 〒969-6543 会津坂下町字市二番甲 3650 番地

**郵送先** 産業課 商工観光班（東分庁舎） ☎ 83-5711 FAX 83-5713

**問/申込** E-mail：gakusei@town.aizubange.fukushima.jp

### 空気清浄機設置事業補助金

**対象者** 令和2年4月1日以降に空気清浄機を新たに購入して設置した中小企業及び個人事業主で、町税を滞納していない方

**対象機器** 空気清浄機（ウイルス除去・不活性化などの効果があるもの）

**補助額** 空気清浄機購入費用の2分の1（1事業者1台あたり上限2万円3台分まで）

**申請期限** 令和3年3月31日（水）

**提出書類** 会津坂下町空気清浄機設置補助金交付申請書兼実績報告書など

**問/申込** 産業課 商工観光班（東分庁舎） ☎ 83-5711